

事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。
(令和2年度第3次補正予算額 250億円)

活動対象となる

- (1) 不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い、チケット収入等を上げることを前提とした積極的な活動
- (2) 2021年1月8日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県で実施を予定していた公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成。（経過措置及びまん延防止等重点措置区域における一部取組みを含む。）

補助対象者・分野

○文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野で公演等の主催の実績のある文化芸術関係団体及び文化施設（劇場、音楽堂等、美術館、博物館等の設置者又は運営者）

(1) 国内の文化芸術関係団体（地方自治体を除く）

- イ. 団体としての公演等の主催の実績がある法人格を有する文化芸術団体
- ロ. 公演等の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体
- ハ. 法人格を有しない、以下の団体
 - ①公演等活動の主催の実績を有する任意団体
 - ②公演等活動の実績を有する者が中核となる任意団体
 - ③公演等活動の主催の実績を有する団体が中核団体となる実行委員会

(2) 国内の文化施設の設置者又は運営者

主催事業を実施している国内の文化施設の設置者又は運営者
 （文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人、指定管理者を含む）

- ※公演等の主催者となるライブハウス、ミニシアターなども対象
- ※構成員や関与する個人や団体に報酬等を支払う団体であること

〔本事業では公演等を実施する団体を支援することにより、そこからフリーランスや個人の方にも支援が届くことを意図しています。〕

積極的な活動の例

(1) 公演等

- ・既公演の演出を変えて実施する公演
- ・新作若しくは当該団体が過去3年間で上演実績がなかった演目の公演
- ・他の文化芸術関係団体とコラボレーションした公演
- ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し実施する公演
- ・経験年数が少ない若手に役を配分して実施する公演
- ・有観客で公演等を行うとともに、オンライン配信等を行い顧客の拡大に取り組む公演
- ・新たな顧客を獲得するために観賞の仕方等の解説をした上で行う公演
- ・観客との交流など来場者拡大に資する施策を付加した公演 等

(2) 映画製作

- ・有料一般公開を行う新作映画の製作 等

(3) 展覧会等

- ・企画展、常設作品のテーマ展示、新作の展示
- ・従たる教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家と共同して制作するプログラムを実施した上で行う展示
- ・映画上映（映画祭、監督特集） 等

(4) ジャンル複合

- ・展覧会も含んだ公演、ギャラリー空間で行うパフォーマンス 等

補助額等

◎補助対象経費

公演等を行うために必要な活動費（配信等を行う場合の費用を含む）

（出演料、稽古費、スタッフ費、諸謝金、音楽費、文芸費、舞台・美術費、会場費、役務・委託費、旅費、借損料、需用費）

※キャンセル料支援では、公演等に関連する団体の固定費も補助対象。

◎補助額

・補助対象経費のうち、定額補助とする。

・補助金（定額）の算定方法は公演等に従事する人員数、その他団体規模等を勘案し、1団体当たりの補助上限区分（600万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、2,500万円）を設ける。

※補助上限額の中で複数の公演等を実施することが可能。

※任意団体の活動や、美術館・博物館の企画展等については、キャンセル料支援を別枠とするとともに、補助上限額を1団体当たりではなく、1公演等当たり2,500万円とする。

※特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）のキャンセル料支援事業は、企画展等に加えて、常設展を含む展示活動もキャンセル料支援事業の対象とし、別枠として補助上限を1展覧会当たりではなく、1日当たり2,500万円を上限とする。

事業実施期間

◎事業実施期間

交付決定より令和3年12月末まで

ただし、令和3年の緊急事態宣言等以降の活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日（令和3年1月8日）まで遡りを認めます。

◎スケジュール

・2次募集

募集期間 9月6日（月）～9月17日（金）

交付決定（予定） 9月中旬～

その他

◎緊急事態措置等を踏まえた対応

2021年1月8日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県で実施を予定していた公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成にかかる経費について定額補助を行う。（経過措置及びまん延防止等重点措置区域における一部取組みを含む。）

◎J-LODlive事業との切り分け

両事業の重複支援を避けるため、両事業による同一公演や同一シリーズへの支援は不可とする。なお、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等総合的に判断し異なると判断できる場合には両事業に申請できることとする。

◎事前着手

やむを得ない交付決定前の事前着手については対象。

◎概算払い

交付決定額の7割（新規設立の任意団体については交付決定額の5割）を上限とする。

問合せ先

◎事務局

特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO） <https://aff.bunka.go.jp>

◎電話番号（コールセンター）

0120-510-335（9時30分～17時00分、休日営業）

◎メール

question@aff.bunka.go.jp

ARTS for the future! 事業の2次募集について

2次募集の期間は、9月6日（月）～9月17日（金）までを予定していますので、申請に向けた準備をお願いします。
補助事業の対象期間は、1次募集と同様2021年1月8日から2021年12月31日までとなります。

1次募集において不採択となった団体でも、その理由等を踏まえ、2次募集において、個人と団体の活動を区分して管理できる会計組織体制を整備するなどの団体としての要件や、不特定多数の者に公開する公演等の実施やチケット収入等を上げることが前提とした積極的な活動などの取組の要件を満たし、適切な書類により申請があれば、採択される可能性があります。

1次募集からの主な変更点は以下のとおりです。

キャンセル料支援事業について、令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）は、企画展に加えて常設展を含む展示活動も対象とし、補助上限を1展覧会当たりではなく、1日当たり2,500万円を上限とします。但し、J-LODliveおよびJ-LODlive2の支援対象外である任意団体の活動や美術館の企画展等のキャンセル料支援事業については、別枠で、支援上限を1団体当たりではなく1公演当たり2,500万円（企画展等については1展覧会当たり2,500万円）を上限としております。任意団体の活動や美術館の企画展等のキャンセル料支援事業と、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）のキャンセル料支援事業の併用はできません。（5月21日のお知らせにて、公表済）

任意団体等の中核者の実績要件を緩和します。1次募集では、団体の中核となる者が公演等の「主催の実績」を有することが必要でしたが、2次募集では、「主催に限らず申請する取組と同じ分野の公演等の実績」があれば補助対象者とします。また、1次募集において、団体の主催実績が理由で不採択となった団体でも、上記の要件を満たしていれば、2次募集において再度申請することができます。

消費税額の控除の特例が適用される事業者等*1に対し消費税を補助対象とします。1次募集における採択団体についても同様に対応しますので、採択団体には別途ご連絡をさせていただきます。

なお、申請された案件は、すべて審査に諮る予定ですが、予算の範囲内で採択を行うこととなり、その場合は申請の早い案件で、書類の不備のない案件を優先的に採択する方針です。

2次募集の詳細については、募集要項をご確認下さい。

*1：免税事業者、簡易課税事業者、消費税額の控除の特例が適用される事業者に限ります。ただし、税務署に消費税に関する届出をしていない団体は対象となりません。

1次募集の交付決定の遅延のお詫びと2次募集に向けてのお知らせ

1次募集においては、イベント開催制限措置の長期化、緊急事態宣言に伴う無観客化の要請等によって、多くの文化芸術・イベント関係事業者の体力が失われている状況に鑑み、募集締め切りの直前に、キャンセル料支援の拡充（固定費を対象とする等）を行いました。それに伴い募集期間を延長した結果、予想をはるかに上回る多くの方々に申請をいただいたため、当初、すべての審査を6月中に終える予定でしたが、期間を延長して、審査に取り組んでまいりました。

7月には審査人員を倍増し、大幅にスピードを上げて審査してまいりましたが、交付・不交付の決定が、結果的に8月上旬までずれ込んでしまい、文化芸術関係者の皆様に対し、大変ご心配、ご迷惑をおかけしたこと、深くお詫びいたします。

また、1次募集において不交付となった団体の方々には、不交付の理由を通知し、不交付理由の内容については、コールセンターでお答えしてきたところです。一方で、コールセンターでは、不交付理由に関する団体の具体的な不備の内容や2次募集に向けた修正点をお答えすることには限界があり、ご連絡いただいた団体の方々に、十分なお説明ができず誠に申し訳ございません。このような状況を踏まえ、2次募集が開始されるまでの間、コールセンターの回答では足りない場合には、コールセンターを経由して事務局の審査担当者が、不交付理由に関する具体的な不備内容などのお問合せに個々に対応する体制に改めます。(コールセンター連絡先:0120-510-335)

さらに、2次募集に向けて、申請のシステムも含め審査体制等を点検し、必要な改善を実施してまいります。

なお、多くの方々からお問合せをいただいた場合には、ご連絡にお時間をいただくことがありますので何卒ご了承ください。